

長野県ひとり親家庭養育費履行確保事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 5 月 15 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費（以下「公正証書等作成経費」という。）及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）について、長野県ひとり親家庭養育費履行確保事業補助金を交付することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。その交付については、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第 2 補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時点で長野県内の町村に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受給要件の全てを満たす者（以下「対象者」という。）とする。なお、この事業において、「児童」とは、20 歳に満たない者をいう。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）
- イ 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- ウ 養育費の取決めに係る公正証書等（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書等債務名義としての効力を有するものをいう。以下同じ。）を有している者
- エ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- オ 養育費の取決めに関して他の自治体その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等の交付を受けていない者

(2) 養育費保証契約締結経費

- ア 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）
- イ 養育費の取決めに係る公正証書等を有している者
- ウ 保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結している者
- エ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- オ 養育費の取決めに関して他の自治体その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書等作成経費

養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成 5 年政令第 224 号）に定める公証人が受ける手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本

等添付書類の取得費用。

(2) 養育費保証契約締結経費

養育費の取り決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費。

- 2 補助金の額は、前項第1号及び第2号の経費ごとに、対象者一人当たり50,000円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第4 対象者が補助金の交付申請をするときは、公正証書等を作成した日（令和4年4月1日以後の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和7年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内に、長野県ひとり親家庭養育費履行確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- イ 世帯全員の住民票の写し
- ウ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数等についての町村長の証明書
- エ 補助対象となる経費の領収書等（申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書）の写し
- オ 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- カ その他知事が必要と認めるもの

(2) 養育費保証契約締結経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- イ 世帯全員の住民票の写し
- ウ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数等についての町村長の証明書
- エ 補助対象となる経費の領収書等（申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書）の写し
- オ 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- カ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- キ その他知事が必要と認めるもの

- 2 知事は、前項に規定する交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付が適当と認められる場合は、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第5 対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、長野県ひとり親家庭養育費履行確保事業補助金請求書（様式第2号）を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年度の補助金から適用する。
- 2 令和４年度に限り、令和４年４月１日から要綱の制定日までの間に公正証書等を作成した場合には、制定日の翌日から６か月以内に交付申請できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年５月２３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。